

(手数料の種類及び金額)

**第 2 条** 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

<p>(50) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（次号及び第52号並びに別表第9及び別表第10において「計画」という。）の認定申請手数料（同号に係るものを除く。）</p>	<p>別表第9のとおり</p>	
<p>(51) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による計画の変更の認定申請手数料（次号に係るものを除く。）</p>	<p>別表第10のとおり</p>	
<p>(52) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における計画の認定又は変更の認定申請手数料</p>	<p>1 件につき</p>	<p>前 2 号の規定による手数料の額に、当該認定を受けようとする建築物に関連する第29号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額）、第30号の規定による手数料の額又は第31号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額）を加算した額</p>

別表第9（第2条関係）

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
<p>1 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表及び次表において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合</p>	<p>1 件</p>	<p>33,600円（適合証等（技術審査機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下この表及び次表において「住宅品質確保法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関又は建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関をいう。次表において同じ。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準（次表において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（市長が別に定める基準に適合しているものに限る。次表において同じ。）をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあっては、4,600円）</p>
<p>2 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表及び次表において同じ。）又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（前項に規定する住宅を除く。）の住戸に係る計画の認定を受けようとする場合（次項の場合を除く。）</p> <p>(1) 計画の認定を受けようとする住戸数の合計（以下この表において「認定戸数」という。）が5戸以下のもの</p> <p>(2) 認定戸数が6戸以上10戸以下のもの</p> <p>(3) 認定戸数が11戸以上のもの</p>	<p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p>	<p>67,900円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）</p> <p>94,100円（適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円）</p> <p>132,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）</p>
<p>3 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（第1項に規定する住宅を除く。）に係る計画の認定を受けようとする場合又は当該建築物に係る計画及び当該建築物の住戸に係る計画の認定を受けようと</p>		<p>第1号から第3号までに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>

<p>する場合</p> <p>(1) 住戸がある場合</p> <p>ア 総住戸数が5戸以下のもの</p> <p>イ 総住戸数が6戸以上10戸以下のもの</p> <p>ウ 総住戸数が11戸以上のもの</p> <p>(2) 住人が共同で使用する部分（以下この表及び次表において「共用部分」という。）がある場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表から別表第11まで、別表第17及び別表第19において「省令」という。）第4条第3項第1号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）</p> <p>(3) 住戸部分及び共用部分以外の部分（以下この表及び次表において「非住宅部分」という。）がある場合</p> <p>ア 非住宅部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの</p> <p>イ 非住宅部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上500m<sup>2</sup>以内のもの</p>	<p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p>	<p>67,900円（適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）</p> <p>94,100円（適合証等の提出がある場合にあつては、15,500円）</p> <p>132,000円（適合証等の提出がある場合にあつては、25,900円）</p> <p>107,000円（適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）</p> <p>237,000円（適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）</p> <p>303,000円（適合証等の提出がある場合にあつては、17,500円）</p>
<p>4 住宅以外の建築物に係る計画の認定を受けようとする場合</p> <p>(1) 床面積の合計が300m<sup>2</sup>未満のもの</p> <p>(2) 床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上500m<sup>2</sup>以内のもの</p>	<p>1 件</p> <p>1 件</p>	<p>237,000円（適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）</p> <p>303,000円（適合証等の提出がある場合にあつては、17,500円）</p>

別表第10（第2条関係）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

区分	単位	手数料の額
1 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	1 件	16,800円（変更後の計画に係る適合証等（計画の変更の認定を受けようとする計画について技術審査機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあつては、2,300円）
2 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（前表第1項に規定する住宅を除く。）の住戸に係る計画の変更の認定を受けようとする場合（次項の場合を除く。）		
（1） 計画の変更の認定を受けようとする住戸数の合計（以下この表において「変更認定戸数」という。）が5戸以下のもの	1 件	前表第2項第1号に定める額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において同じ。）
（2） 変更認定戸数が6戸以上10戸以下のもの	1 件	前表第2項第2号に定める額の2分の1の額
（3） 変更認定戸数が11戸以上のもの	1 件	前表第2項第3号に定める額の2分の1の額
3 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（前表第1項に規定する住宅を除く。）に係る計画の変更の認定を受けようとする場合又は当該建築物に係る計画の変更及び当該建築物の住戸に係る計画の変更の認定を受けようとする場合		第1号から第4号までに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
（1） 計画の変更に係る住戸がある場合（住戸の増加に係る部分を除く。）		
ア 計画の変更に係る住戸数（以下この表において「変更に係る住戸数」という。）が5戸以下のもの	1 件	前表第3項第1号アに定める額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下この号において同じ。）
イ 変更に係る住戸数が6戸以上10戸以下のもの	1 件	前表第3項第1号イに定める額の2分の1の額
ウ 変更に係る住戸数が11戸以上のもの	1 件	前表第3項第1号ウに定める額の2分の1の額

(2) 計画の変更に係る住戸がある場合（住戸の増加に係る部分に限る。）		
ア 計画の変更により増加する住戸数が5戸以下のもの	1 件	67,900円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）
イ 計画の変更により増加する住戸数が6戸以上10戸以下のもの	1 件	94,100円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、15,500円）
ウ 計画の変更により増加する住戸数が11戸以上のもの	1 件	132,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、25,900円）
(3) 計画の変更に係る共用部分がある場合（省令第4条第3項第1号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）	1 件	107,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）
(4) 計画の変更に係る非住宅部分がある場合		
ア 計画の変更に係る非住宅部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る非住宅部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「変更に係る非住宅部分の床面積の合計」という。）が300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	237,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）
イ 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	303,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、17,500円）
4 住宅以外の建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合		
(1) 計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300m <sup>2</sup> 未満のもの	1 件	237,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）
(2) 変更に係る部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上500m <sup>2</sup> 以内のもの	1 件	303,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、17,500円）